

令和 9 年度小学校・義務教育学校前期課程新 1 年生の保護者の皆様へ 就学援助制度 新入学用品費の入学前支給のお知らせ（令和 9 年度）

大崎市では、お子さんが小学校・義務教育学校に就学する上で経済的な理由によりお困りの保護者に対して、学用品費、学校給食費などの経費の一部を援助しています。その就学援助費のうち、入学に必要なランドセル等の経費「新入学用品費」を入学前に支給します。援助を希望する人は次の説明をよく読み、必要書類を添えて提出してください。

大崎市教育委員会

本制度の対象者

以下の条件の全てに該当する人が対象となります。その上で、世帯の収入や状況により認否を判定します。

（裏面の準要保護児童生徒認定標準額参照）。

- 1 令和 9 年 2 月 1 日時点で大崎市に居住している人
- 2 令和 9 年 4 月に小学校・義務教育学校前期課程に入学を予定している幼児の保護者である人
- 3 下記の（１）から（９）のいずれかに該当し、援助が必要と認められる人

- （１）生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- （２）市民税の非課税又は減免
- （３）個人事業税の減免
- （４）固定資産税の減免
- （５）国民年金保険料の免除・納付猶予
- （６）国民健康保険税の減免

（７）児童扶養手当の支給・・・【児童扶養手当証書の写し】

（８）宮城県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付け・・・【貸付通知の写し】

（９）上記の他、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる人

※（７）（８）に該当する場合は、申請時に【 】内の添付書類の提出が必要となります。

※ 令和 8 年 1 月 1 日に大崎市外の他市町村に住民登録がある場合、収入状況を証明する書類の添付が必要となります。

※ 令和 8 年度（令和 7 年中の所得）の確定申告をしていない場合は審査が出来ないため、必ず税務署または大崎市役所税務課で申告をお願いします。

- 4 生活保護や他市町村の制度で、同様の支給を受けていない人

※生活保護を受給中の人は福祉事務所から同様の費用が支給されるので、本制度の対象外になります。

申請時期・申請方法

書面による申請の場合、ウェブサイトから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、学校教育課まで提出してください。

入学予定小学校・義務教育学校・各総合支所には提出できません。

提出先：大崎市教育委員会学校教育課（本庁舎 3 階）

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町 1 番 1 号

提出期限：令和 9 年 1 月 8 日（金）※必着

提出方法：持参・郵送・オンライン申請

本制度はオンライン申請が可能です！
詳細は二次元コードからアクセスして確認してください。

（従来の書面による申請も受け付けています）



※オンライン申請は期日の 17 時で締め切ります。

※申請手順は別紙を参照してください。

申請に必要な書類

- 1 就学援助認定申請書（様式第 1 号）
 - 2 就学援助費口座振込依頼書（様式第 1 8 号）
 - 3 通帳の写し
 - 4 就学援助の対象者 3 の（７）（８）に該当する場合、それぞれを証明する書類
 - 5 令和 8 年 1 月 1 日に大崎市外の他市町村に住民登録がある場合、令和 7 年度の収入を証明する書類
- ※ オンライン申請の場合、1・2 は書面での提出は不要です。
3・4・5 は画像を添付してください。

受給者の認否決定及び支給について

申請に基づき教育委員会において認定審査を行い、各家庭へ認否通知を送付します。

認否決定：令和9年2月中旬 発送予定

支給額：64,300円

支給時期：令和9年2月下旬

支給方法：指定の保護者口座へ振込みます。

※支給日などの詳細は、認定者へ認否通知とともに送付します。

※支給額及び時期は変更になる場合がありますので、ご了承ください。

認定審査は令和7年中の世帯全員の収入・所得（注）や現在の状況で総合的に判断しますが、収入・所得が認定標準額（下表）以下であることが判定の目安となります。

準要保護児童生徒認定標準額（年額）

※下記の額は令和8年9月時点の金額であり、今後変更になる場合があります。

単位：円

	収入 （給与の方） ② （①×倍率）	所得 （給与以外の方） ③ （②×0.65）	算出の基礎				
			大崎市保護基準 ①（算定資料×12）	算出の基礎となる世帯の構成員			倍率
2人世帯	3,172,000	2,061,000	2,440,086	一人親 20－40 歳	子 12－17 歳		1.3
3人世帯	3,623,000	2,354,000	2,787,606	母 20－40 歳 祖母 65－49 歳	子 6－11 歳		1.3
4人世帯	4,185,000	2,720,000	3,219,504	父 20－40 歳 母 20－40 歳	子 12－17 歳 子 12－17 歳		1.3
5人世帯	4,493,000	2,920,000	3,594,612	父 20－40 歳 母 20－40 歳	子 12－17 歳 子 6－11 歳	子 6－11 歳	1.25
6人世帯	4,815,000	3,129,000	3,852,389	父 20－40 歳 母 20－40 歳	子 12－17 歳 子 6－11 歳	子 3－5 歳 祖母 65－69 歳	1.25
7人 以 上 （1人ごとに加算）	516,000	335,000	413,052				1.25

注 収入・所得は、給与収入（パート収入含む）・事業所得および恩給、年金、雇用保険その他公的給付並びに資産からの便益または贈与等の金銭換算分を含みます。給与以外の所得がある世帯については、所得（給与所得を含む）で判断します。

注意事項

●令和9年度に「新入学用品費」以外の学校給食費などの援助を希望する人は、入学後に就学援助制度を別途申請する必要があります。また、入学前支給を受けた人は入学後の申請で「新入学用品費」は対象となりません。

●所得証明等について

（1）令和8年度（令和7年中の収入・所得）の申告をしていない人は、必ず税務署または大崎市役所税務課で申告をしてください。収入がない場合も申告が必要となります。（ただし、税法上の扶養に入っている場合には申告の必要はありません。）

（2）個人番号（マイナンバー）制度に伴い、申請書に12桁の個人番号を記入することで添付書類を一部省略することができますが、令和8年1月1日に大崎市外の他市町村に住民登録がある場合は収入状況を証明する書類などの添付書類が必要となります。

●転入転出者の取り扱いについて

（1）大崎市へ転入する場合、転入前の自治体で同様の支給を受けた人は大崎市で支給対象外となります。

（2）大崎市で入学前支給を受けた後に転出した人は、新入学用品費の返納は求めませんが転出先の自治体で大崎市で支給した旨を通知します。

詳しい内容については、教育委員会学校教育課にお問い合わせください！

担当：大崎市教育委員会 学校教育課学事担当
電話：0229-23-2212 （内線：3839）